

財政健全化判断比率について【平成 29 年度決算】

地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政健全化の必要性を判断する指標である「財政健全化判断比率」という 4 指標の公表が義務づけられています。

この 4 指標には、財政健全化の必要性を示す 2 段階の基準が設けられています。いずれか一つでも基準以上となると、「財政健全化計画」や「財政再生計画」の策定が必要となり、行財政運営上様々な制約が課せられることとなります。

平成 29 年度決算における千代田区の指標は、下表のとおりです。4 指標はいずれも基準未満で、健全な状況となっています。

4指標と2つの基準

【単位：％】

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千代田区 の数値	平成 28 年度	—	—	0.8	—
	平成 29 年度	—	—	0.5	—
早期健全化基準		11.76	16.76	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

○実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。
- ・ 千代田区では実質収支が黒字であるため、「—」表示となります。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※一般会計等の実質赤字額 1,042 百万円の黒字です。

※標準財政規模 31,025 百万円です。

* 標準財政規模とは、一般財源（地方税、地方譲与税、都区財調整交付金など用途に制約のない財源）ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すものです。

○連結実質赤字比率

- ・ 一般会計等と国民健康保険事業会計等の特別会計をあわせた実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。
- ・ 千代田区では全ての会計で実質収支が黒字であるため、「—」表示となります。

$$\frac{\text{全会計の実質赤字額 } C}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※全会計の実質赤字額 2,571百万円の黒字です。

※標準財政規模 31,025百万円です。

【単位：百万円】

会 計 名	実質収支額
国民健康保険事業会計	1,048
介護保険特別会計	385
後期高齢者医療特別会計	95
小 計 A	1,529
一般会計等実質収支額 B	1,042
全会計の実質収支額 C=A+B	2,571

○実質公債費比率

- ・公債費や、PFIなどにかかる経費、清掃一部事務組合等が発行した地方債の償還費に充当される負担金の合計額等の、標準財政規模に対する割合です。過去3か年分を平均して算出します。

* 総務大臣が定める額とは、実質的に千代田区の負担とならない額です。

* PFIとは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、公共サービスの提供を行う手法です。例えば、区役所の本庁舎や富士見みらい館の建設がこれに該当します。

$$\frac{(A+B+C) - (D+E)}{F-E} \times 100$$

【単位：百万円】

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
公債費（元利償還金の額） A	379	521	528
清掃など一部事務組合が起こした地方債に充当したと認められる補助金又は負担金 B	44	46	65
公債費に準じる経費（PFI 経費） C	671	680	690
元利償還金充当可能特定財源 D	13	13	13
総務大臣が定める額 E	963	1,023	1,074
標準財政規模 F	31,025	32,155	32,328
実質公債費比率（単年度）	単年度 0.4%	単年度 0.7%	単年度 0.6%
平成 29 年度実質公債費比率 3 か年平均（小数第 1 位未満切捨て）	0.5%		

○将来負担比率

- ・ 地方債の残高や、P F I 事業にかかる債務負担による支出予定額、職員の退職手当負担見込額など将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する割合です。
- ・ 千代田区の場合、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため「－」表示となります。

$$\frac{A - (B + C + D)}{F - E} \times 100$$

【単位：百万円】

地方債の平成 29 年度末現在高		3 4 9
P F I 事業の平成 30 年度以降の支出予定額		2, 7 1 0
一部事務組合等発行地方債の償還費充当相当の負担金見込額		5 7 0
退職手当負担見込額（平成 29 年度末に全職員が普通退職した場合の退職手当総額）		6, 9 9 2
合 計（将来負担額）	A	1 0, 6 2 0

【単位：百万円】

充当可能基金	B	1 1 4, 1 8 5
充当可能特定財源	C	4 3
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	D	8, 3 5 1
総務大臣が定める額（算入公債費の額）	E	9 6 3
標準財政規模	F	3 1, 0 2 5

* 「地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額」とは、将来負担額のうち実質的に千代田区の負担とならない額です。